

令和3年第11回鴻巣市農業委員会定例会会議録

召集期日	令和3年11月25日(木)							
開会場所	鴻巣市川里農業研修センター 集会室							
開 会	令和3年11月25日 午後3時45分							
閉 会	令和3年11月25日 午後4時15分							
議 長	大塚 明夫							
委員応召並びに出席状況								
農 業 委 員	議席 番号	委員氏名	出席 状況	農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員	委員氏名	出席 状況	委員氏名	出席 状況
	1	藤村 徳之	出席		荒井 晃一	出席	木暮 剛	出席
	2	松本 信次	出席		今井 徹	出席	野本 照夫	出席
	3	矢部 英利	出席		田沼 茂	出席	馬場 勝美	欠席
	4	酒巻 貞夫	出席		中谷 文秋	出席	関口 正	出席
	5	小林 良浩	出席		金子 昇	出席	渡邊 仁	出席
	6	萩原 豊	出席		河野 博	出席	秋池 功	出席
	7	加藤 豊	出席		加藤 勇	出席	岡野 孝	出席
	8	江原 浩昭	出席		塚越 秀夫	出席	伊藤 清	出席
	9	大賀 文吉	出席		武井 正夫	出席	三ツ木 宏之	出席
	10	大塚 明夫	出席		卯月 良治	出席		
	11	岩崎 新一	出席		金子 善行	出席		
	12	渡邊 秋夫	出席		永澤 幸一	出席		
	13	島田 豊	出席		安野 悦男	出席		
議事録署名人			加藤 豊 ・ 江原 浩昭					
議事参与			堀越 延年 ・ 野本 佳永					
書 記								

会議事件名

- 議案第39号 農地法第3条の規定に関する件
- 議案第40号 農地法第4条の規定による転用許可申請
- 議案第41号 農地法第5条の規定による転用許可申請
- 議案第42号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願について
- 議案第43号 鴻巣農業振興地域整備計画の変更について

顛末

開会 午後3時45分

【代理】 これより、令和3年第11回鴻巣市農業委員会定例会を開会します。

【議長】 本日の定例会は農業委員13名中、13名出席ですので定例会は成立しております。
議案書の訂正をお願いします。

【事務局】 議案書の訂正はありません。

【議長】 続きまして、議事録署名人の指名をします。番号7番 加藤 豊 委員、
番号8番 江原 浩昭 委員をお願いします。

これより議案審議に入ります。
議案第44号 農地法第5条の規定による転用許可申請について上程します。
事務局より議案説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは、議案について説明します。
議案第44号 農地法第5条の規定による転用許可申請
所有権の移転 1件 2筆
使用貸借権の設定 1件 1筆

番号81
受入は、CO₂削減という社会的要請と事業の拡大を図るため、太陽光等の自然エネルギーによる発電事業として、申請地に太陽光発電の設置を目的とした所有権移転を行うための申請です。全体計画として太陽光パネルを564枚設置し、発電の規模は99.9kWの設備を計画しております。なお、経済産業省の設備認定並びに東京電力への接続申込につきましては、今回の許可申請に先立ち手続きは済んでおります。

【議長】 事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。

【松本信次 農業委員】	<p>番号81について調査してまいりました。</p> <p>申請地は、駅・市町村役場等を中心とする半径1キロメートル以内の円で囲まれる区域の面積に占める当該区域内にある宅地の面積の割合が40%を超える区域内の農地であるため、農地区分は第2種農地に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。太陽光発電設備を設置するという事で、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p>
【秋池 功 推進委員】	<p>番号81について調査してまいりました。太陽光発電設備を設置するということですが、隣接水路との境界には素掘りをし、安全対策としてフェンスを設置し、申請地には防草シートを敷きます。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
【一同】	<p>(質問なし)</p>
【議長】	<p>質問がございませんので、次に番号82について内容説明を事務局にお願いいたします。</p>
【事務局】	<p>番号82</p> <p>受人は、現在市外の借家に家族2人で暮らしています。現在の住宅では手狭となったため、独立を考え、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、本申請地を受人の父から借り受ける話がまとまり申請するものです。また、申請地は令和3年7月7日付けで農用地区域から除外されています。</p>
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。</p>

【江原浩昭 農業委員】	番号 82 について調査してまいりました。申請地はおおむね 10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農地区分は第 1 種農地（原則不許可農地）に該当すると判断します。しかし、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」という、第 1 種農地の不許可の例外に該当することから、例外的に許可することができると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅を建築するというので、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【三ツ木宏之 推進委員】	番号 82 について調査してまいりました。申請地には、自己用住宅を建設することですが、隣接農地との境界には平場を設け溝を設置します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流します。なお、放流に際し渡人の既存の排水管を利用しますが、渡人からの同意書が添付されています。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。 なお、許可申請にともない、分筆した残りの農地については渡人が耕作することです。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がないようですので採決を行います。議案第 44 号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	(全員挙手)
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第 44 号について原案のとおり許可相当ということで県知事に意見を送付いたします。続きまして、議案第 4

5号 令和3年第2回鴻巣市農用地利用集積計画について上程いたします。本議案には島田 豊農業委員、岩崎新一農業委員、武井正夫推進委員、卯月良治推進委員が借受人となっている申出が含まれています。農業委員会等に関する法律第31条の規定により農業委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないことになっております。また、農地利用最適化推進委員につきましても、同法同条による議事参与制限を適用させることが望ましいと考えられることから、該当の委員は、当該議案の審査開始から終了まで退席していただきます。

(指名された委員の退席)

それでは事務局より議案説明をお願いいたします。

【事務局】

議案第45号 令和3年第2回鴻巣市農用地利用集積計画について
議案書2ページに新設定、再設定ごとに合計を記載させていただきました。

利用権の新設定は、田 47,082 m² 畑 52,711.22 m² 164 筆
再設定は、田 27,120.61 m² 畑 720,145.52 m² 1,330 筆

合計しまして、847,059.35 m² 1,494 筆です。

以上の計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしております。具体的には次の3つの要件です。

- ① 農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること
- ② 利用権の設定等を受けた後において、
 - イ. 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に耕作又は養畜の事業を行うと認められること、
 - ロ. 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、
- ③ 対象農地の関係権利者全ての同意が得られていること

各筆明細並びに個別の申出書の内容につきましては、地区審査会時にご確認いただいたとおりになります。以上、議案説明を終了します。

【議長】

事務局による議案説明が終わりました。ただいまから質疑に入らせていただきます。何かご質問ございませんか。

【一同】

(質問なし)

【議長】	<p>それでは採決を行います。議案第45号について原案のとおり承認することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p>															
【一同】	<p>(全員挙手)</p>															
【議長】	<p>挙手全員と認めます。全員賛成ですので議案第45号は原案のとおり承認いたします。</p> <p>(退席した委員の入室)</p> <p>続きまして、会長専決規程第3条による専決事項を報告いたします。 令和3年10月12日～令和3年11月10日受付分 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出 <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>4件</td> <td>12筆</td> <td>3, 240・98㎡</td> </tr> </table> 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出 <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>所有権の移転</td> <td>22件</td> <td>41筆</td> <td>11, 833.18㎡</td> </tr> <tr> <td>使用貸借権の設定</td> <td>3件</td> <td>4筆</td> <td>904㎡</td> </tr> <tr> <td>合計届出件数</td> <td>25件</td> <td>45筆</td> <td>12, 737.18㎡</td> </tr> </table> これらは、全て会長専決でございます。</p> <p>続いて、その他の件について、農業委員又は事務局よりご報告をお願いいたします。 まず、農業委員・推進委員の方から何かありますか。</p>	4件	12筆	3, 240・98㎡	所有権の移転	22件	41筆	11, 833.18㎡	使用貸借権の設定	3件	4筆	904㎡	合計届出件数	25件	45筆	12, 737.18㎡
4件	12筆	3, 240・98㎡														
所有権の移転	22件	41筆	11, 833.18㎡													
使用貸借権の設定	3件	4筆	904㎡													
合計届出件数	25件	45筆	12, 737.18㎡													
【松本信次 会長代理】	<ul style="list-style-type: none"> ・赤い羽根について ・新年会について 															
【事務局】	<p>次に事務局から何かありますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産緑地農地のあっせんについて ・経営状況調査（地区割）について ・農地パトロールによる遊休農地について ・不法盛土について ・9/17研修会のアンケートについて ・2022年手帳について 															

【会長代理】

これもちまして、令和3年第11回定例会を閉会いたします。
なお、次回の定例会は令和3年12月24日（金）午後2時より場所は川里農業研修センターにて開催を予定しております。

閉会 午後4時45分